

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡できる経費) 第37条 (略) (1) 児童手当 (2) (略) (3) 郵便切手、郵便はがき、料額印面の付いた郵便書簡、<u>日本郵便株式会社</u>が定める現金封筒、印紙又は証紙の購入に要する経費 (4)―(20) (略)</p> <p>(受入価格) 第82条 (略) (1) (略) (2) <u>発生品</u>については、企業長が別に定める価額 (3) <u>前2号</u>に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な見積価額</p> <p>(発生品) 第87条 (略) 2 所属長は、前項に規定する物品で不用又は使用に耐えないものを不用品とし、それ以外のもの（以下「再使用可能なもの」という。）については<u>第82条第2号</u>に規定する<u>価額</u>を付し物品出納員に通知しなければならない。 3 物品出納員は、前項の通知を受けたときは、不用品については次条の規定により処理し、再使用可能なものについては、<u>第84条の規定</u>により受け入れるものとする。 4 (略)</p> <p>(償却資産) 第101条 事業管理部長は、固定資産のうち土地、建設仮勘定、建設受託工事仮勘定及び<u>投資その他の資産</u>を除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行わなければならない。</p>	<p>(資金前渡できる経費) 第37条 (略) (1) <u>子ども手当及び児童手当</u> (2) (略) (3) 郵便切手、郵便はがき、料額印面の付いた郵便書簡、<u>郵便事業株式会社</u>が定める現金封筒、印紙又は証紙の購入に要する経費 (4)―(20) (略)</p> <p>(受入価格) 第82条 (略) (1) (略) (2) <u>前号</u>に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な見積価額</p> <p>(発生品) 第87条 (略) 2 所属長は、前項に規定する物品で不用又は使用に耐えないものを不用品とし、それ以外のもの（以下「再使用可能なもの」という。）については<u>適正な評価額</u>を付し物品出納員に通知しなければならない。 3 物品出納員は、前項の通知を受けたときは、不用品については次条の規定に<u>準じて</u>処理し、再使用可能なものについては、<u>第84条の規定</u>に準じて受け入れるものとする。 4 (略)</p> <p>(償却資産) 第101条 事業管理部長は、固定資産のうち土地、建設仮勘定、建設受託工事仮勘定及び<u>投資</u>を除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行わなければならない。</p>

<p>(減価償却)</p> <p>第102条 減価償却は、固定資産を取得した<u>年度の翌年度</u>から開始し、<u>毎事業年度末</u>において定額法により行う。<u>ただし、必要と認められるときは、当該資産に計上した当月から月数に応じて減価償却を行うことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争入札又は指名競争入札の予定価格等)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 低入札価格調査基準価格(自治令第167条の10第1項又は自治令167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は落札者となるべき者を落札者とし、しないこととするか否かを決定するためにその申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を開始する場合の基準となる価格をいう。以下同じ。)を設けたとき若しくは失格基準価格(低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断する場合の基準となる価格をいう。以下同じ。)を設けたとき又は自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>3 収支等執行者は、入札及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要があると認めるときは、開札までに予定価格、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を公表することができる。この場合において、予定価格を事前に公表するときは第1項の規定は適用せず、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を事前に公表するときは第2項の規定は適用しない。</p> <p>4 電子入札により落札者を決定するときは、電子入札システムに予定価格、低入札価格調査基準価格若しくは失格基準価格又は最低制限価格を登録するものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(履行遅滞による違約金)</p> <p>第127条 収支等執行者は、契約の相手方がその責に帰すべき理由により、契約の履行期限<u>までに</u>契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(減価償却)</p> <p>第102条 減価償却は、固定資産を取得した<u>当月</u>から開始し、<u>月数に応じて毎事業年度末</u>において定額法により行う。<u>なお、事業年度の途中に固定資産を処分したときは、処分した月の前月まで減価償却を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争入札又は指名競争入札の予定価格等)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 低入札価格調査基準価格(自治令第167条の10第1項又は自治令167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は落札者となるべき者を落札者とし、しないこととするか否かを決定するためにその申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を開始する場合の基準となる価格をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)を設けたとき又は自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、前項の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>3 収支等執行者は、入札及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要があると認めるときは、開札までに予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表することができる。この場合において、予定価格を事前に公表するときは第1項の規定は適用せず、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を事前に公表するときは第2項の規定は適用しない。</p> <p>4 電子入札により落札者を決定するときは、電子入札システムに予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を登録するものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(履行遅滞による違約金)</p> <p>第127条 収支等執行者は、契約の相手方がその責に帰すべき理由により、契約の履行期限<u>内に</u>契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

<p>(<u>資金収支見込表</u>の作成)</p> <p>第131条 経営管理部長は、前条各項の資料に基づき毎月予算執行に必要な資金の収支見込みを表示した<u>資金収支見込表</u>を作成しなければならない。</p> <p>(経理状況の報告)</p> <p>第137条 経営管理部長は、毎月末において試算表を作成し、<u>資金収支見込表</u>と併せて翌月20日までに企業長に報告するとともに、監査委員に提出する手続を執らなければならない。</p> <p><u>第142条</u> <u>削除</u></p> <p>別表第1 (第3条関係) 別紙のとおり</p> <p>別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり</p> <p>別表第5 (第38条関係) 別紙のとおり</p>	<p>(<u>資金予算表</u>の作成)</p> <p>第131条 経営管理部長は、前条各項の資料に基づき毎月予算執行に必要な資金の収支見込みを表示した<u>資金予算表</u>を作成しなければならない。</p> <p>(経理状況の報告)</p> <p>第137条 経営管理部長は、毎月末において試算表を作成し、<u>資金予算表</u>と併せて翌月20日までに企業長に報告するとともに、監査委員に提出する手続を執らなければならない。</p> <p>(<u>原価計算</u>)</p> <p><u>第142条</u> 経営管理部長は、水道企業の原価計算を行い、企業長に報告しなければならない。</p> <p><u>2 前項の原価計算の時期及び方法については、副企業長が定める。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係) 別紙のとおり</p> <p>別表第4 (第13条関係) 別紙のとおり</p> <p>別表第5 (第38条関係) 別紙のとおり</p>
--	---

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。